

政令 第百五十七号

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年六月十三日とする。